

令和3年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年12月7日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和3年12月7日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

1番 南 靖久 議員	2番 小川 公明 議員
3番 濱 中 佳芳子 議員	4番 西川 守哉 議員
5番 村田 幸隆 議員	6番 三鬼 和昭 議員
7番 内山 左和子 議員	8番 中村 レイ 議員
9番 中里 沙也加 議員	10番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤 千速 君
副 市 長	下村 新吾 君
会計管理者兼会計課長	平山 始 君
政策調整課長	三鬼 望 君
政策調整課参事	西村 美克 君
総務課長	竹平 專作 君
財政課長	岩本 功 君
防災危機管理課長	尾上 廣宣 君
税務課長	仲 浩紀 君
市民サービス課長	宇利 崇 君
福祉保健課長	山口 修史 君
環境課長	吉沢 道夫 君

商工観光課長	森	本	眞	明	君
水産農林課長	芝	山	有	朋	君
水産農林課調整監	丸	茂	亮	太	君
建設課長	内	山	眞	杉	君
水道部長	神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長	佐	野	憲	司	君
尾鷲総合病院総務課長	高	浜	宏	之	君
教育課長	出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長	森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長	三	鬼	基	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植	前		健	君
監査委員	福	本	和	行	君
監査委員事務局長	野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之
議事・調査係書記	相	賀	智	惠

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において4番、西川守哉議員、5番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、1番、南靖久議員。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） おはようございます。今日は一日雨模様でうっとうしい日になりそうでございますが、せめて議場の中は爽やかにいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今日は、市長と真剣勝負をする意味で頭に振りかけを振ってきました。よろしくお願いいたしますと思っております。

新型コロナウイルスの発生からはや3年目を迎えようとしております。最近では、2回目のワクチン接種などにより国内の感染者の発生件数が激減し、安心するのもつかの間、新たな変異株、オミクロン株の感染が欧州各国で急拡大して、我が国においても、オミクロン株の感染者が3例確認され、新たな脅威となっております。こうした不安や心配が交錯する状況の中で、年末年始を迎えようとしております。

コロナ禍の日本は、社会、経済、そして私たち尾鷲市民の方々も、これまでに受けた経済的、精神的損害は計り知れないものとなっております。こうしたことから、医療、救急従事者の皆様及び福祉、教育関係者の方々には、引き続き感染予防に万全を期していただきますよう、心からお願いを申し上げます。そして、政府におかれましては、生活支援や地域経済のさらなる対策をお願いするとともに、コロナ禍の収束のため、ウイルスに効果的な新薬の開発を促進するようお願い申し上げます。

ところで、尾鷲が生んだ偉人であります長野泰一さんの言葉で、「僕は、ふるさと症候群の慢性望郷患者でね。これは治すつもりはないね」といった内容で始まる1997年に東紀州地域活性化事業推進協議会より発行されました『みえ東紀州人物誌』でふるさとへのメッセージを語っております。

長野さんは、世界的に有名なインターフェロンの発見者であり、昭和54年、市で唯一尾鷲市名誉市民に選ばれております。氏のふるさとへの思いは、熱烈といっても言い過ぎではなく、独創的な発想から生まれた業績や研究成果の数々は、温かい御家庭とふるさと尾鷲の原風景が心の支えとなつてなし得た偉業と思われると紹介をされております。

1998年2月、よわい92歳で鬼籍に入る2年前に、あることから長野氏直筆の手紙を頂いた経緯もあることから、もし長野さんが今の時代で活躍をされていたら、きっとコロナウイルス感染症ワクチン開発に取り組んでいただろうと、コロナ禍の機会に乗り故人をしのぶ日が多くなりました。名誉市民、長野泰一さんの御冥福を心よりお祈りいたします。

さて、おわせSEAモデル構想で計画されている本市が担当するS、サービスの分野の取組計画が、昨年11月に当局からスポーツゾーンや多目的広場や津波対策としての築山の整備等が議会に示され、現在に至っております。

今回の市営野球場を含む都市公園の都市計画決定に際し、公聴会の有無について、既に市民懇談会で説明をしているので、県からの指導もあり、当初は、説明会は開催しない方向で話が進められておりましたが、最終的には開催する方向で決まり、安堵しているのは私だけではないでしょう。

申すまでもなく、市町村などの自治体運営の最終的な目標は、住民の意思の実現であるべきであるというのが私の信条とするところであり、先月25日に開催された尾鷲市都市計画審議会の中で、私は、開催予定の市民公聴会では、十分な説明責任を果たし、都市計画決定に向け市民の合意形成を取っていただきたいと、審議会のメンバーの1人としてお願いをさせていただきました。

今回の都市公園の計画決定については、都市計画法第16条1項、都道府県又は市町村が必要と認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨の規定が定められております。これは、都市計画案の作成段階においても、住民の意見を反映させようとするためのものです。

特に、今回のように、津波浸水域での都市計画事業など住民にとって身近に権利義務が発生する行政行為においては、事前に住民の意見が反映できる措置、す

なわち行政手続が履行されなければなりません。

これまでは、日本の法制度は、大陸法、主にドイツ法に見られる実体法との適合性を問題にする統制手法が重視され、手続については考慮されてきませんでした。こうした実体的な法の適用のみに偏った行政権の行使の反省に立って、行政手続法の制定に至ったと言えます。

行政執行権者である市長をはじめ、権限を行使する行政各分野の皆様には、行政手続の必要性和重要性を再確認していただき、適正な行政行為を実践していただきたいと、まずもって切にお願いをします。

それでは、質問通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

市長は、先月1日から11日の5日間、市内14か所、225名が参加した今年4年間の市政運営について市民懇談会を開催しております。

その中で、主に東紀州5市町による広域ごみ処理施設の必要性和中電跡地のおわせS E Aモデル構想の中で市が担当するスポーツ振興ゾーンについて説明が行われ、私も、古江、向井、中央公民館の懇談会の様子を拝見させていただきました。

コロナ禍の中、市民懇談会を開催したことは、市民の皆様と情報を共有し、市民の意見を行政執行に反映させることは大変重要なことであり、高く評価するものであります。

しかし、市長は、先般行われました議会前の記者会見の席上、地元新聞によると、中電跡地に整備しようとしているスポーツ振興ゾーンについては、大半の方々の理解が得られたと述べられたようではありますが、本当に市長は懇談会を通じて大半の市民の理解が得られたと考えておられるのか、まずは市長の御認識をお伺いいたします。

私の周りには市民の大半は、安全であった市営野球場をなぜ津波浸水域に整備するのか理解できないと話の方が多く、私自身も、広域ごみ処理施設整備の関係で今回の形になってしまったと説明するものの、理解を示す方は少なく、高台に場所がなければ、旧東邦石油の第1ヤードや第2ヤードに計画変更するほうが中電跡地と比べ高台に短時間で避難できるのではないかと。それに、立地的にも、スポーツ公園化するのであれば、矢ノ川利用等も含め、ふさわしい場所だと話す市民が多くいるのが現実であります。

よって、おわせS E Aモデル協議会の中で、なぜ市営野球場を含めたスポーツ振興ゾーンが発電所跡地に決定したのか、いま一度、経緯を詳しくお聞かせ願

ます。

次に、全く話が見えてこない観光釣り桟橋として構想していた石油荷役桟橋の撤去も含めた活用方法が全然議会にも市民にも知らされていなく、私としても、市長の政治手法に不信感が募るばかりであります。

御存じのように、地方議会は憲法93条で定められた議事機関であり、地方公共団体の意思を決定し、執行機関を監視する機能を担っております。尾鷲市議会は、当然おわせSEAモデル協議会の諮問機関でも追認機関でもないことを改めてここに示したいと思えます。

よって、市長は中部電力に対してどのような要望を出しているのか、中電との交渉内容の経過をより具体的に議会や市民に示すのが尾鷲市長として責任ある姿だと考えますが、いかがでしょうか。お答えを願います。

次に、尾鷲港まちづくりビジョンと中部電力所跡地利用の整合性についてお尋ねをいたします。

尾鷲商工会議所では、今年の8月に「尾鷲港の機能強化と港まちづくりに関する提言書」を市のほうに提出し、漁業としての港、物流、観光、防災面等を考慮した港湾利用整備を計画しており、港湾背後地のほとんどない尾鷲港は、海に面している発電所跡地の利活用は必須だと考えております。

しかし、市が策定した港まちづくりビジョンでは、発電所跡地は主に防災面での活用を考えているようですが、今後、必ず発生すると言われている巨大津波、地震が想定される中で、私は防災面としての利活用は避けるべきだと考えるところではありますが、市長の御所見をお伺いいたします。

以前から、地域活性化は、道路網のインフラ整備、工業団地の造成、そして観光開発の3条件だと言われてきました。当市にこの3条件を置き換えれば、高速道路が熊野までつながった。63万平方メートルの工業団地があるにもかかわらず、市として産業誘致などの姿勢が見えてこない実情であり、観光開発といえば、何ととっても尾鷲の磯釣りは全国的にその名をはせております。数年前まで全国大学釣り選手権が尾鷲を舞台に何回か開催されております。

しかし、隣の熊野市と比較しても、観光面での見劣りは隠せなく、コロナ禍の中、県内の小中学生の遠足や修学旅行を見ても、尾鷲市内での宿泊はゼロ人で、それほど尾鷲は小中学生に魅力のないまちだろうかと寂しくなります。市長の今後における集客交流施策をお聞かせ願います。

次に、持続可能な尾鷲総合病院の経営について、加藤市長にお尋ねをいたしま

す。

昨年、令和2年度の病院事業会計では、診療人口の減少やコロナ禍の影響等により、医業収益と一方の医業費用を単純に差し引いて計算すると、約4億5,281万円の大幅赤字となるはずが、コロナウイルス感染対策国県補助金6億3,981万円の補助が大きく、予想だにしない5億1,827万円の黒字収支となりました。

一時借入金も1億4,000万円と大幅減少となり、令和3年度病院事業会計の当初予算見込みは2億7,342万円の赤字でありましたが、今年9月の1号補正で、国、県からのコロナ補助金等約4億4,400万の影響により1億6,946万円の黒字に転じております。

そして、今回の計上されております12月の2号補正では、入院収支が患者数の減により1億7,980万円減少するものの、国の新型コロナ対策事業補助金3億3,008万円により当年度純利益が3億2,698万円と、9月補正に続き上方修正され、当然一時借入金もなく、今年12月の病院職員期末手当支払い時においても、内部留保金で賄いできるものと聞いております。

しかし、コロナ禍の影響により入院患者の減少が続き、病床稼働率が50%余りと聞いており、外来患者も含め、経営的にも国、県からの新型コロナ対策事業補助金がなくなれば、病院経営が深刻な事態になることが十分予想できるので、今、少しでも経営的に体力があるうちに、新病院改革プランに基づき、身の丈に合った持続可能な病院経営の在り方を構築すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

年間約300件の分娩を行ってきた新宮市立医療センター産婦人科が来年3月1日から分娩を中止するとの一報が入りました。もし尾鷲総合病院で産科がなくなれば、この地域での公立の産科がなくなり、大変な事態になります。

当院としても、前回の9月、同種の質問においても、加藤市長はめどの明るい答弁をされたように記憶しておりますが、産婦人科の件については、継続していくのを確信してよろしいでしょうか。お答えをお願いいたします。

また、産科同様に小児科の常勤についても、産科とは一心同体と言っても過言ではなく、分娩の安全安心を確保するためにも、子育て支援からも、ぜひとも常勤医師による診療科を行っていくべきだと考えます。特に、若い世代の子育て真っ盛りの女性からの要望が強いのが事実でありますので、ぜひとも今後三重大学等と掛け合っていただきたいが、その小児科常勤化の見通しはどうか。

市長にお伺いをいたします。

東紀州の中核病院として、365日24時間、2次救急医療体制を堅持している当院にとって、内科医及び循環器専門内科医、外科医、整形外科医が不足する中で、当院の常勤医師による救急対応はできなく、三重大学病院等の協力を得ながら運営しているのが現実であり、市民間では、尾鷲総合病院の名において、心疾患患者の患者や、速やかにカテーテル等に対応できる循環器専門医や総合内科医の常勤派遣を今強く望んでおりますが、いかがでしょうか。

隣の紀北町から救急医療体制特別支援金として、救急医療が赤字続きのため、令和2年度と令和3年度の2か年にわたり年間4,400万円の支援金を頂き、感謝をしているところであります。

しかし、コロナ対策補助金等の影響により黒字化経営が予想されている中で、引き続き紀北町からの救急医療体制特別支援金の継続について、いささか不安が残りますが、当院としてどのような働きかけをしているのか、お聞かせを願います。

また、前回開催されました病院懇話会で話題となりました、紀北町からの協議会への参加お願いはどうなっているのかも、併せてお聞きをいたします。

最後に、尾鷲市都市計画税率の見直しについてお尋ねをいたします。

尾鷲市の都市計画税導入は、昭和38年10月1日より始まりました。当時、尾鷲市は、昭和39年12月稼働予定であった東洋一の発電量を誇る石油火力発電所工事の最終段階に入っており、活気に満ちあふれた時期だったと推察をするところであり、発電所の運転開始とともに、まちの近代化を形成するため、都市計画税の導入に踏み切ったものと私は考えております。

この都市計画税引下げは、以前にも加藤市長にお願いをいたしましたが、市長は、大切な財源のため、明確な答弁を引き出すことができませんでした。

少子高齢化や人口減少が著しい当市において、今、固定資産税の二重取りと言われている都市計画税は、課税区域内で暮らす特に低所得者の高齢者にとっては、ごみ袋の有料化とともに大変負担の重いものであります。

本来、私は都市計画税の廃止を望む1人ですが、今回は、市民の暮らしを少しでも軽減または支えていくために税率の引下げをお願いするものであります。

参考までに、三重県下の都市計画税徴収状況は、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市の9市が現在実施をしております。また、財政非常事態を掲げる名張市においては、平成28年度から財源不足

を解消するために5年間の時限立法として都市振興税を導入し、また再度市民の理解の下に、引き続き税率0.3%課税を3年間延長しております。

県下で0.3%課税を実施している自治体は、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、尾鷲市の5市で、0.2%課税は、桑名市、四日市市、鈴鹿市、鳥羽市の4市であります。

三重県下、平成30年度の平均の市民1人当たりの市民所得額は312万5,000円、当市においては247万円で、1人当たり約74万円もの所得格差があり、当市の課税率0.3%は、当然として地域情勢から考えても引き下げるべきで、市民の暮らしを少しでも守るために来年度から0.2%に引き下げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。市長の都市計画税に対する認識をお伺いしたいと思います。

参考までに、今年度の市税の予算額は18億527万円、うち固定資産税は7億2,959万円が予測され、都市計画税において、調定額として1億1,294万円が計上されております。約7,350人の住民の方々が課税対象者となっており、固定資産税の課税に対しては、都市計画税は固定資産税の約2割に当たる課税額であり、税率を0.1%下げることにより、約4,200万円の市民負担が軽減され、市民1人当たり約5,600円の減税になります。

市長の明快かつ簡潔な答弁を期待して、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、南議員の御質問に対して一括して御回答申し上げたいと思っております。

まず、市民懇談会を受けての私の認識についてであります。

市政報告でも述べさせていただきましたが、今回の懇談会では、今期の市政運営、広域ごみ処理施設、中部電力の跡地活用（SEAモデル構想）についての3点を中心に市政の現状をお伝えし、スポーツ振興ゾーンにつきましても、特に津波浸水域への野球場整備の問題、築山の高さ、築山への備蓄品の整備など、市民の皆様から多くの御意見、御提案を頂戴いたしました。

私といたしましては、そうした皆様からの御意見、御提案を真摯に受け止め、おわせSEAモデル構想におけるスポーツ振興ゾーンの実現に向け、今後も、市民の皆様、議員の皆様の御理解を得られるよう、説明責任を果たしながら取組を

進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、市営野球場の移転計画に至るまでの経過についてであります。

まず、ごみ処理施設の更新につきましては、東紀州5市町とともに喫緊の課題であり、広域で整備したほうがより効率的で財政負担も軽くなることや環境面での負荷も軽減できることなどから、平成24年度より5市町共同でごみ処理施設整備についての議論、検討を進めてきましたが、建設候補地が選定できない状態が続いておりました。

そういった中、平成29年に私が市長に就任した当初、議会より広域ごみ処理施設整備を早急に検討するよう要請を受け、同年12月、中部電力から発電所構内を地産地消エネルギーの供給拠点として、将来的に産業の振興等につながるまちづくりを市と共同でできないかという提案をいただきました。

本市といたしましては、発電所構内に十分な面積が確保できることや、市民の皆様がごみを持ち込みやすくなること、将来的に新たな産業の創出や雇用の拡大なども期待できることなどから、本市にとりましても建設地としてのメリットがあり、総合的に判断した結果、中部電力発電所構内を建設候補地として他市町に提案いたしました。

平成31年3月には、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の5市町による「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、同年4月には、一部事務組合設立準備会を設置して、翌年の令和2年度に一部事務組合を設立すべく、中部電力から提案のあった尾鷲三田火力発電所構内のボイラー架構及び3号本館の既存施設と定期点検用地を建設候補地として調査、検討を開始いたしました。

その後、ボイラー架構及び3号本館の既存施設につきましては、機器配置の整合性や構造的安全性等に問題があることなどから、再利用は難しいという専門家からの意見を受け、断念し、残る定期点検用地のほかに、燃料基地用地第2ヤードや、そこに隣接する丘陵地も含めて施設整備の検討を重ねてまいりました。

しかしながら、昨年4月10日開催の準備会首長会議において、埋設物の撤去や津波対策の造成費などの懸念から、最終的に5市町での合意に至らず、他市町から本市に対して、当初の予定地ではないが、尾鷲市営野球場を建設候補地とできないかという要請がありました。

そのことを受けまして、代替球場の設置場所も含め、本市において市営野球場を候補地とすることができるか検討を開始しました。

庁内において様々な議論を重ねた結果、私としましては、市営野球場を建設候補地とすることは、当初の熱エネルギー等の利活用など本市にとっての発電所構内を候補地としたときのメリットは失われてしまいますが、広域整備については、現在の清掃工場の老朽化対応、財政的に費用削減につながる、そして、安全安心な市民生活の維持には、安定的で適切なおみ処理施設が必要であるという危急の課題であることから、市営野球場を広域おみ処理施設建設候補地として他市町と協議することを決断いたしました。その際、代替球場設置場所につきましては、可能な限り市内各所を検討しましたが、発電所跡地しか規模的にも適地がございませんでした。

そこで、おわせS E Aモデル構想の当初のゾーニング計画においては、発電所跡地は、本市が担当するプロジェクトSと尾鷲商工会議所が担当するプロジェクトA、すなわち陸上養殖の一部、第1タンクヤードがプロジェクトA、第2タンクヤードは中部電力が担当するプロジェクトEとなっていたことから、昨年5月のおわせS E Aモデル協議会定例会及び3者トップ会談において、市営野球場の代替地として発電所跡地を活用する考えを協議会メンバーである中部電力と尾鷲商工会議所に共有させていただきました。

また、同年6月のおわせS E Aモデル協議会事務局定例会において、中部電力から、第1タンクヤードで土壤汚染対策法に基づく調査中に油膜を確認した旨の報告があり、同エリアにおいてプロジェクトAを担当する尾鷲商工会議所からも、今後の土地の利活用への影響について質問があったと報告を受けております。

同年7月のおわせS E Aモデル協議会事務局定例会において、代替球場、第1ヤードの油漏れによる土壤汚染、木質バイオマス発電の小規模化など、当初想定していなかった様々な要因からゾーニング計画の見直しが提起され、その際、尾鷲商工会議所から、第1ヤードについては、プロジェクトAとして油漏れの土壤改良が完了したとしても、風評被害の観点から企業誘致が見込めず、第1ヤードでアクア・アグリに関する事業を行うことが困難である旨の報告を受けております。

その後、尾鷲商工会議所から、代替球場を第1ヤードへ移してはどうかとの御意見もありましたが、プロジェクトSのリーダーとして、集客交流人口を高めるがために具体的検討を進めている発電所跡地を第1候補とすることについて、協議会メンバーにも御了解をいただいた上で、昨年11月10日に開催いただきました行政常任委員会で報告させていただいたところでございます。

しかしながら、本市といたしましても、市営野球場を広域ごみ処理施設用地とするためには、当然代替球場及び避難施設が必要であり、その費用について5市町で応分の負担をすることを確認し、負担内容について協議を行いました。

その結果、代替球場や避難施設の施設整備などについては、本市が実施し、一部事務組合を構成する5市町で負担すること、また、事業精査とともに補助金交付金などの依存財源を最大限活用し、その負担を削減するよう努める旨の基本協定の締結に至ったものであります。

その後、第1ヤードでの油漏れの状況につきましては、中部電力から、本年度中の調査を経て、来年度以降の対策実施に数年間要するとの報告を受けております。

また、広域ごみ処理施設整備のスケジュールを前提とし、さらには、広域5市町の負担軽減を図るためには、社会資本整備総合交付金の活用が必要不可欠であり、その前提条件として都市計画決定を行う必要があることから、本年3月31日に開催いただきました臨時会において、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画策定等業務委託費の予算を計上させていただき、御承認をいただいたものでございます。

次に、観光釣り栈橋としての構想についてであります。

中部電力所有の既存の全長約1キロメートルの揚油栈橋の釣り栈橋化につきましては、平成31年3月のおわせSEAモデルグランドデザイン策定に当たり、平成30年9月から11月までにかけて実施いたしました市民アンケートにおいて、市民の皆様からも釣り栈橋としての活用を望む声があり、また、私自身も、本市の釣り文化は非常に重要な集客要素であると考えておりますので、親子3世代が楽しめる新たな釣り場として、その実現に向け、中部電力と粘り強く交渉してきたものであります。

具体的な交渉内容といたしましては、中部電力からの提案として、次の4点全てを満たすことを条件とし、1、釣り栈橋所有をせず、尾鷲市に譲渡する。2、尾鷲市に譲渡した後の撤去費用を負担しない。3、撤去工事費の範囲内での改修及び修繕のための基金費用を拠出する。4、設備仕様は大規模な地震、津波を前提としないでありました。

それに対して、本市からの要請としては、利用者の安全性の確保を最優先として、将来、負の遺産にしないためにも、中部電力から提示されている撤去工事費の額の再考。2番目に、大規模災害時における設備損壊時の復旧について協議す

る場を持つこと。3番目に、地震、津波に対する防災、すなわち人命救助対策の実施を行うこと。4番、集客に寄与する魅力的な設備仕様。5番、譲渡後のある一定期間のメンテナンス費用の拠出と大規模修繕のための一定額の基金の増額を強く求めましたが、複数の項目において双方の合意に至らず、現在に至ったものであります。

そして、先般、中部電力から一方的に、安全性や事業性の確保ができない、また、栈橋基礎くい機能維持が困難な状況であり、これ以上の協議延長による多額の費用の負担はできないとの理由から、揚油栈橋の釣り栈橋化の提案の取下げと基礎くい撤去工事に向けて早々に関係者等への説明を進めていく旨の文書が届きました。

私といたしましては、実現に向け粘り強く交渉してまいりましたので、今回の中部電力の決定に対して、いまだ議論は尽くされていない旨を伝え、申入れに対する私の考えを再度伝えた次第であります。

しかしながら、今後、仮に中部電力が揚油栈橋の撤去を進めた場合、基礎くい撤去工事により海水の汚染等水産業への影響や社会問題が発生するようであれば、断固として反対するものでありますので、中部電力に対しては、誠意ある対応を強く求めていく所存でございます。

次に、尾鷲市港まちづくりビジョンとおわせSEAモデル事業の整合性についてであります。

まず、尾鷲市港まちづくりビジョンの策定に至った経緯といたしましては、平成30年に中部電力尾鷲三田火力発電所が廃止になったことを受け、その跡地の有効活用であるおわせSEAモデル構想を推進していくに当たり、尾鷲港港湾計画上の課題などを港湾管理者である県に対し相談したのが始まりであり、その際、港湾計画の改定の前段階として、おわせSEAモデル構想を含めた市としての長期ビジョンの策定が求められたものであります。このことから、尾鷲市港まちづくりビジョンの中におわせSEAモデル構想を位置づけ、策定しているものであります。

尾鷲市港まちづくりビジョンでは、漁業、物流、観光、防災の四つの視点から現状と課題を洗い出した上で、港を中心としたまちづくりの方向性を示し、尾鷲港の持続的な発展につなげることを目的として、今後、本市が関係団体や民間事業者との連携を図りながら、短期、中期、長期で取り組むべき方向性を示しました。

当然、本市の主要産業である漁業の振興はもちろんのこと、港湾利活用の核となる物流や港でのにぎわいを創出するための観光、有事の際の防災の視点も重要であることから、この四つの視点による取組を複合的に実施していく必要があると考えております。

現在進めておりますおわせS E Aモデル構想につきましても、中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地を「S（市民サービスと集客交流人口の向上）」、「E（エネルギー）」、「A（アクア・アグリ）」の相互連携により、集客交流人口の拡大と産業振興、企業誘致による雇用の創出を図るための取組であり、尾鷲市港まちづくりビジョンを具現化する重要なプロジェクトとして着実に取り組んでいかなければならないと考えており、おわせS E Aモデル協議会においても、その旨を共有し、3者の認識を合わせております。

このことから、発電所跡地の活用につきましては、港湾利活用に直接的につながる物流を含む複合的なゾーンとして検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の集客交流施策についてであります。

熊野尾鷲道路の尾鷲北・南インター間の開通に伴い、この東紀州地域への来訪者の増加が期待される反面、本市においては、通過地点となってしまうことが懸念されるところであります。

こうしたことから、現在、中部電力、尾鷲商工会議所と連携を図りながら取組を進めておりますおわせS E Aモデル構想の実現による集客交流人口の拡大や、誰もが認める唯一無二の財産である世界遺産熊野古道、また、総合交流施設である夢古道おわせをはじめとする尾鷲ならではのここにしかない地域資源の魅力をしっかりとプロモーションするなど、おもてなしの心を大切に誘客につなげていく必要があります。

一昨年から続くコロナ禍も影響することから、外出する機会を求める声は大きく、自然や文化などを楽しむアウトドアに対する注目はより高くなっております。そうした情勢の中において、本市といたしましては、まずは、世界遺産熊野古道の馬越峠を主軸に置き、旅マエ、旅ナカにおけるプロモーションに着目し、誘客につなげる取組を進めております。

具体的な取組の一つとして、職員自ら熊野古道の現地調査を実施し、魅力を再発見するとともに、さらに多くの誘客と来訪された皆様の満足度向上のため、現状としての足りていること、不足していることを確認しており、即時対応できること、協議を重ねて改善することを整理しているところであります。

また、春は向井の黒の浜の潮干狩りや、玄工山での花見、夏はおわせ港まつり、秋には全国尾鷲節コンクールやスポーツ文化ツーリズム賞を受賞したおわせ海・山ツーデーウォーク、冬には尾鷲磯釣大会といった四季折々のイベントなどを通じての集客にも力を入れてまいります。

まずは、来訪客の皆様が、熊野古道はもとより、尾鷲の魅力的な観光ポイントへ来訪していただくことや、イベントを通じて来訪いただくことをきっかけに、やはり何といたっても魚を中心とした尾鷲ならではの食を楽しんでいただければと考えております。

食に関しましては、直近の取組の一例として、本市が養殖生産量日本一を誇るマハタと特産品である甘夏を使い、地魚の井などの全国コンテストである「第2回おうちでFish-1グランプリ」に出品したところであります。引き続き、こういったイベントを通じて本市の魚をアピールし続け、全国に「食のまちおわせ」をPRし、定着をさせていきたいと考えております。

熊野尾鷲道路の北・南インターの開通を好機と捉え、食べて、買って、楽しんで、尾鷲に来てよかった、また来たいと感じていただけるような目的地となる取組を進めることで、観光誘客、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、尾鷲総合病院の経営を持続可能に築くための新改革プランの進捗状況についてであります。

現在の尾鷲総合病院の新改革プランは、平成29年3月に策定し、昨年3月に見直しを行いました。プランの期間は2025年までとなっており、本来であれば、今年度に見直しの時期でありましたが、コロナ禍ということもあり、本院におきましても、患者数の見通しを立てることが非常に困難であること、また、全国的にも入院患者数が減少傾向にあることから、現在、総務省が見直しの時期を延長しております。

そのため、新改革プランと現在の尾鷲総合病院の経営状況の乖離について、10月22日に開催していただきました行政常任委員会にて、内部留保資金を中心に説明をさせていただきました。

次の見直し時には、さきの行政常任委員会で説明いたしましたとおり、費用の削減のためには、病床の削減は必要不可欠と考えておりますので、人口規模や年齢構成、また医療圏人口を考慮し、少なくとも1病棟に相当する50床前後の削減は必要かと考えております。病床機能やベッド数の変更については、三重県

地域医療構想の承認や同意が必要であるため、今後は県とともに連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産婦人科の継続と小児科医師の常勤化についてであります。

現在、尾鷲総合病院で勤めている産婦人科医の医師が今年度末に定年を迎えるに当たって、尾鷲総合病院での産婦人科の継続は何か何でも必要と考え、鋭意取り組んでおります。

そのため、三重大学の産婦人科教授を訪問し、尾鷲のみならず東紀州の出生数と分娩数等を教授に説明し、現状を把握していただき、尾鷲総合病院での産婦人科の継続の重要性を認識していただきました。その際、教授から医師の紹介を受け、その医師と何度も連絡を取り、尾鷲に来ていただけないかと精力的に要請してまいりました。

また、同時に、現在の医師にも定年の延長をお願いしており、何とか来年度以降も尾鷲総合病院で産婦人科を継続できるよう取り組んでおります。

また、先日、新宮市立医療センターが産婦人科を休止すると報道があり、開業医が熊野市に1件、新宮市に1件、また、くしもと町立病院の分娩施設も小規模であるため、このままでは、松阪市から和歌山県田辺市まで紀伊半島南部における分娩が非常に厳しい状況となることから、尾鷲総合病院での産婦人科の継続は何か何でもやらなければならないと考えております。

小児科におきましては、現在週3日の非常勤にありますが、今後、産婦人科を継続させ、分娩数が増加すれば、ますます小児科の重要性が高まり、また、子育てしやすいまちづくりのためには、小児救急の必要性があるため、常勤の医師確保につきましては、引き続き三重大学に要請してまいりたいと考えております。

次に、総合内科医や循環器内科医等の必要性についてであります。

現在、尾鷲総合病院の内科医師は、三重大学の関連病院ということもあり、三重大学の循環器・腎臓内科学の教室と消化器内科学の教室から医師を派遣してもらっております。

そのため、議員から御質問のあった循環器の医師は派遣してもらっておりますが、指導医の立場の医師が不足している状況であり、処置をするための十分な人数がそろっていないため、循環器の医師がいるにもかかわらず紹介をしているのが現状であります。また、総合内科医につきましても、診療できる医師の派遣のみならず、指導医としての立場も必要なことから、常勤の派遣は厳しい状況となっております。

三重大学は、県内の医療状況を鑑みながら関連病院に医師を派遣しておりますので、全ての医療を尾鷲総合病院で完結することは理想であります。医師の絶対数が限られるため、地域性や病院の機能により役割分担をする必要があり、症例数の少ない当院に専門医が赴任することは、ますます厳しい状況になっております。

しかしながら、このような状況でも、病院長を中心に常勤医の先生方が一丸となって尾鷲総合病院の診療に取り組んでおります。今後も、尾鷲総合病院が地域の皆様の病院として、安全安心な医療を提供できるよう取り組んでまいります。

次に、尾鷲総合病院への紀北町からの支援金4,400万円についてであります。

尾鷲総合病院の経営に関する協力につきましては、平成31年4月に私から紀北町長に正式に協力要請を行って以降、継続して経営状況や尾鷲総合病院新改革プランの取組等について説明を行ってきた結果、尾鷲総合病院の経営基盤の強化や持続可能な病院経営、特に救急医療体制の維持確保を目的に年4,400万円を昨年度と今年度の二度にわたり御支援をしていただき、紀北町には改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

来年度以降の支援につきましても、紀北町において議論になるかと思いますが、尾鷲総合病院の経営状況やコロナウイルス感染症による影響等を説明させていただき、特に支援をいただいている救急医療につきましては、二次救急医療機関として受け入れている紀北町住民の患者数や入院、外来患者数、また救急医療に関する収支の内訳を丁寧に説明させていただき、引き続きの御支援を賜りたいと考えております。

次に、尾鷲総合病院運営懇話会への紀北町関係者の出席要請についてであります。

昨年開催しました尾鷲総合病院運営懇話会において、支援をしていただいている紀北町関係者に出席していただき、尾鷲総合病院の現状を知っていただくことがよいのではないかと議員からの御提案について、私もその場で同意し、出席の打診をさせていただきとお答えさせていただきました。

その後、病院事務局から運営懇話会の資料や懇話会での議論についての説明を行い、また、尾鷲総合病院の決算状況や予算概要の説明などを定期的に行ってまいりました。私自身は、今までも紀北町長と同席させていただいた際にお声がけをさせていただいており、病院事務局においても、紀北町の副町長や福祉保健課

長に懇話会の趣旨等を説明させていただいているところでございます。

尾鷲市と紀北町は地域的に大変密接な関係であり、紀北町との連携を強化していくことが地域医療を支えていく上で重要となりますので、再度お声がけさせていただきたいと考えております。

最後に、都市計画税の見直しについてであります。

本市における都市計画は、都市計画区域外及び山間部を除く都市計画区域の土地、家屋所有者に課せられる税金であり、公園、道路、施設、設備などの都市計画事業、土地区画整理事業などに充当される目的税であります。

賀田町と曾根町につきましては、都市計画区域内ではありますが、昭和19年及び21年の東南海・南海地震津波の被害からの復興に向けて実施した震嘯復興事業に対する目的税として徴収しておりました経緯から、平成20年度以降は賦課猶予となります。

また、都市計画事業又は土地区画整理事業が実施されることにより、土地や家屋の利用価値の向上や所有者の利益の向上など、その所有者の受益関係に対して課されるものであり、地方税法上において、地域における都市計画事業等の実情に応じて都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準上限が0.3%でございますが、その水準をどの程度にするかは市町村の自主的判断に委ねられており、固定資産税とは異なる趣旨の独立した目的税であると認識しております。

現在、本市における都市計画税を財源とする具体的な都市計画事業といたしましては、清掃工場の施設修繕費用、都市計画道路尾鷲港新田線整備関連費用、都市計画尾鷲火葬場（改修）事業、公園事業等が挙げられますが、今後においても、道路、橋梁等の都市基盤老朽化に伴い、改修、修繕事業などが控えていることから、都市計画税は、それらの財源として貴重かつ重要なものであると認識しております。

本市の都市計画税の税率におきましては、本年第1回定例会において、現在実施中の、あるいは、今後実施を予定している各都市計画事業に対する財源として、当面の間は税率を変更しないことや、平成30年に設置した都市計画事業基金を活用し、計画的かつ適正に財源運用を図っていくことをお伝えさせていただいたところでございます。

また、本市の都市計画税の現況といたしましては、平成11年度をピークに徐々に減少し、市内大型事業所の撤退に伴う家屋の減少などの要因により、本年度において、さらに減少する見込みであります。

したがいまして、来年度の都市計画税につきましては、目的とする都市計画事業を実施していくための貴重な財源の観点からも、当面の間は税率の引下げを実施することが困難であると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 南議員。

1 番（南靖久議員） 懇切丁寧な三十数分にわたる答弁をいただき、途中で止めようかなと思ったんですけども、質問した私のために市長は懇切丁寧に答えていただいたということで、口を挟むことはできませんでした。

いろんなことを聞きましたけれども、議論できませんよね、この時間ではね。

特に、揚油栈橋については、全く合意に至らないような感じでございますね、現実の話として、今の市長の説明を聞いた上において。

特に、おわせSEAモデルについては、僕の後で一般質問される方はかなりおられると思いますので、その点については議論を深めていただきたいとお願いをするところでございます。

特に、今の中電跡地に移った経緯というのは、懇切詳しく説明をしていただき、私ども議会議員はある程度は理解ができるんですけども、市民的にはなかなかまだ理解されていないということでございますので、今月の21日と26日ですか、中央公民館にて都市計画に関わる市民公聴会を開いていただくということでございますので、そのときにしっかりと説明をしていただいて、市民の合意形成の下に都市計画の決定に我々も参画をいたしたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願いをいたしたいと思っております。

これは、この前の都市計画のときに頂いた資料なんですけれども、私は行政常任委員長や都市計画の審議会のメンバーとしての立場上、賛否については明確にすることはできませんけれども、やはり心情的に申すならば、先ほどの説明の中で、野球場については、もう5市町でかなり進んでいるということで、やはりもう火力跡地で仕方ないかなというような本当に思いがいたしておりますし、市民の不安があるものの、ぜひ進めていただきたいと思うんですけども、ただ、築山やキッズパークというのは、私は、できたら津波避難タワーのほうがよりいいのじゃないかなというような感じも持っておりますので、またこれから議論できると思いますので、その節はよろしくお願いをいたします。

それと、病院の産婦人科の継続については、恐らくそのままいけるだろうとい

うことで市長の答弁をいただいて確信を持っていたので、この東紀州地域から、いや、紀伊半島から、やはり公立の産科がなくなるということは大変な事態ですので、ぜひとも継続して産科が運営できるようによろしく願いをいたしたいと思います。

それと、都市計画税の話なんですけれども、市長は0.3%は下げるつもりがないというようなお話で、時間がないので議論はできませんけれども、やはり税の公平性からいくと、地域指定の税というのは不公平なんですよね。そういった意味では、いま一度掘り下げて考えていただきたいなと思うのは私の切実な願いで、また機会を得て、この場で都市計画税については市長と議論をしていきたいと、そのように考えております。

全く2回、3回の質問ができなくて、自分の不甲斐なさを猛省しておるところでございます。

最後に、私、長野博士から頂いたこの本なんですけれども、後で市長にも1冊贈呈させていただきます。この本の1節からちょっと紹介させていただきたいと思います。

「枝供養」秋になると、シベリアから小鳥が日本へ渡ってくる。その途中、海の上で一休みするときのために、木の枝を1本くわえて飛んでくる。津軽の浜にたどり着くと、その枝を浜に置いて南のほうへ飛び立っていく。冬が過ぎ、春が来ると、小鳥たちは津軽の浜に戻ってきて、また枝をくわえて北へ旅立つ。その後、浜に残っている枝は、南のほうで冬を過ごしていた間に命を落とした鳥たちのものである。人々は枝を集めて、浜で焼いて、北へ帰れなかった小鳥たちを弔うのだという、まさに津軽の人々の自然と共生する文化と風習が生み出した……。

議長（三鬼和昭議員） 南議員、申し訳ないですけど、時報のため、ちょっと休憩いたします。

1番（南靖久議員） すみません。

（「時間はある」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） すみません。ごめん、ごめん。引き続き、すみません。お願いします。

1番（南靖久議員） せっかくいいところやったのにな。

枝を集めて……。すみません。人々は、枝を集めて、浜で焼いて、北へ帰れなかった小鳥たちを弔うのだという、まさに津軽の人々の自然と共生する文化と風習が生み出したすばらしい思いやりの精神が育んだ文化であり、尾鷲市において

も、おもてなし条例が制定されているように、津軽の人々に負けずとも劣らず、思いやりとおもてなしの心情を忘れないで、これからも皆様とともに安全で安心して暮らせるまちづくりのために努めていきたいと考えておりますので、さらなる御指導と御鞭撻を賜りますことをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 大変申し訳ございません、話の腰を折ってしまい。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時09分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 皆さん、こんにちは。

先日20日、新型コロナウイルス感染症の影響で二度延期された成人式が開催されました。新成人の晴れやかで輝いている姿を見て、改めて、これからの尾鷲がよりよくなるために、今、私たちが何を後世に残してあげなければいけないのか、深く考えさせられました。

それでは、通告に基づき、一般質問に入ります。

先日25日におわせSEAモデル構想のスポーツ振興ゾーンの整備に関し、都市計画決定を行うための都市計画審議会が行われ、私も委員として参加させていただきました。

都市計画の意義は、都市計画法に基づく都市計画は、その根拠として、適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。都市計画手続において、一番大事なことは、市民に十分な説明を行うとともに、理解を得るように努めなければいけないと、国土交通省第11版都市計画運用指針に示されています。

そこで、お伺いします。

1点目、都市計画決定までの法定手続においては、今回大丈夫なのでしょうか。

2点目、市民に十分な説明を行っているのでしょうか。

この2点について、市長の答弁をお願いいたします。

次に、尾鷲市学校給食センター設計業務委託公募型プロポーザルについて、お

伺います。

先日24日の行政常任委員会において、HACCPについて指摘がありましたが、その後、どういった流れになっているのでしょうか。教育長の答弁をお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、内山議員の御質問にお答えいたします。

本市が所管する都市施設としては、道路や公園、下水道、すなわち都市下水路、汚物処理場（尾鷲市クリーンセンター）、ごみ焼却場（尾鷲市清掃工場）、火葬場（尾鷲市斎場）がこれまでに定められております。

都市計画決定の手続については、まず、都市計画に関する案を作成し、必要に応じて公聴会、説明会を開催いたします。次に、県と事前協議を行った後に、案の公告・縦覧、すなわちパブリックコメントを行い、市民からの意見を確認し、都市計画審議会において審議いたします。都市計画審議会での議決後、県と本協議を行い、都市計画決定の運びと、こういう手順で行っているところでございます。

次に、市民に十分な説明を行っているかについてであります。まず10月に行政常任委員会において本計画案について説明を行い、11月1日から11日の間において14地域で市民懇談会を開催し、市民の皆様にご説明をさせていただきました。さらに、12月21日と26日に公聴会を2回開催させていただき、できるだけ多くの市民の皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。

私からの壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） それでは、内山議員の御質問にお答えいたします。

先日の行政常任委員会でお示しをいたしました施設の平面計画につきましては、現在、これを基に設計業者と厨房機器メーカー、尾鷲小学校校長、そして、栄養教諭、給食調理員の皆さんと教育委員会で、作業動線や厨房機器の配置などについて協議を重ねております。

今後も、衛生面についてHACCPの考え方に基づいた学校給食衛生管理基準に適合したよりよい給食施設が整備されるように、栄養教諭や給食調理員などの現場の意見を反映しながら詳細を詰めて、設計業者から様々なよりよい提案を出

していただき、検討を重ねながらブラッシュアップを図ってまいります。また、随時保健所にも確認をしながら、設計業務を進めてまいりたいということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 市長、お答えいただきましたが、一つずつ確認を取らせてもらいます。

都市計画審議会で何を審議するのか。審議されるのは、都市計画決定において、場所、いわゆる都市計画区域は適正か、法定手続きがきちんと行われているか、この2点と私は認識していますが、間違いはないですか。担当課長、答えていただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 議員さんに説明させていただきます。

まず、尾鷲市都市計画審議会につきましては、都市計画法の第77条の2及び尾鷲市都市計画審議会条例の第1条の規定に基づいて、尾鷲市都市計画審議会を設置しております。

審議会の定数は15人以内とし、学識経験者、市議会議員、住民で構成されており、市長が任命されます。

審議会の所掌事務としましては、都市計画法によりその権限に属された事項及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査、審議していただく場でございます。都市計画に関する決定を行う適切な諮問機関であり、今回提案させていただくエリアについても審議していただくものと考えております。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） では、まず、先日の審議会で、尾鷲市都市計画公園の決定という資料が出されましたが、私の記憶では、行政常任委員会においては進捗状況の報告であり、いろいろ質問がありましたけれども、決定した覚えがありません。いつどこで決定したのか、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 答弁は。

建設課長。

建設課長（内山真杉君） この議員さん質問、場所についてと理解してよろしいでしょうか。

7番（内山左和子議員） 資料の中に、表紙に尾鷲市都市計画公園の決定、尾鷲市…
…。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員、名のってから。

内山議員。

7番（内山左和子議員） 先日の審議会の封筒の中に、二つ目です。尾鷲市都市計画公園の決定（尾鷲市決定）という表紙があったんですね。それって、資料としてちょっとえっと思ったので、今、質問させていただいているんです。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） すみません。審議委員さんに送らせていただいた表紙の部分の説明に当たると思われるんですけども、都市計画審議委員さんにつきましては、この都市計画に関する案のまずはエリアの決定、都市計画決定を審議していただくという内容でございましたので、その決定という言葉を使わせていただいております。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 私は、資料はあくまでも資料ですので、案と書き加えるべきではなかったのか、または説明するべきではなかったのかと思いました。委員に対して混乱を招きます。その点は、委員会資料の訂正が必要なのではないかと考えました。

また、都市計画決定の原案を作成するに当たって、場所、いわゆる都市計画区域は適正かということが、まず先決事項ですね。間違いはないですか。担当課長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） まず、場所の適正かについて御説明させていただきます。

まず、本事業につきましては、平成30年12月に廃止となった中部電力尾鷲三田火力発電所の広大な跡地を活用しまして、尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所とオブザーバーとして三重県、三重大学が連携する中で進めておりますおわせSEAモデル構想の一部をなすもので、そのスポーツ振興ゾーンにおいて、野球場、築山、多目的芝生、スポーツ芝生広場、キッズパークなど総合公園を整備するものでございます。

また、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の開通に伴いまして、距離的、時間的にも大都市圏が近くなり、広域圏が拡大されたことで、東紀州地域が連携し、観光交流や各種スポーツ大会など開催することにより、観光、スポーツ交流人口の拡大が今求められてきております。

一方で、おわせSEAモデル構想においても、近隣市町と連携を図り、スポー

ツ振興を通じた地域活性化に資するとともに、市民の体力、健康づくりの場として、スポーツ拠点としての機能強化を図り、親子3世代にわたり長く愛着を持てる施設として、誰もが安心して快適に多目的な利用ができる総合公園の整備を推進していくことを目的として考えております。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 場所が適切かと考えたときに、私はたくさんの課題があると思います。課題の一つは、中部電力跡地は借りるのか、買うのか、まだ決まっていませんよね。そこはどうなのでしょう。市長、お答えをお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） この中部電力尾鷲三田火力発電所跡地における、このスポーツ振興ゾーンに係る都市計画区域については、現時点では確定しておりません。

しかし、今の現市営野球場と同じく、中部電力との無償による土地使用貸借契約を私自身は想定して、それで交渉していこうと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 借りるという方向ですが、無償で借りるのですかと今答えられましたか。それとも有償ですか。であれば、賃貸契約など仮契約の行為が必要ではないですか。口頭による契約は、あってないようなものですよね。

無償であれば、中部電力は民間企業です。株主の同意が必要かと思います。有償であれば、幾らで借りるのかということになります。市民負担が発生します。決定するまでにはまだまだ時間がかかるのではないですか。

二つ目の課題は、栈橋についてですが、先ほど南議員の質問でちょっといろいろ答えていただきたいので、かぶってしまいましたが、所有する方向と、私は先ほどの答弁でちょっと思ったのですが、しかし、これ、折り合いがまだまだつくような感じではないですと思いました。

私は素人なんですけど、栈橋はできてから50年はたっていると思います。その間に、工法も進歩し、耐震基準などが変わってきていると思います。ましてや、この栈橋は人が活用されるために造られたものではありません。人が活用するための基準も違うのではないですか。そういった技術的なことも、市長は理解しているのですかというところが1点。

以前、栈橋で働いている方に聞いたことがあります。東北大震災のときの揺れは、遠くで大きな地震が起きていると予想ができた揺れだったそうです。阪神・

淡路のときは、一瞬波が立ったと錯覚したそうです。もし南海トラフの地震が起こったら、釣り人はどうなるのでしょうか。

所有した後のランニングコストも考えなければいけません。将来、市で撤去となれば、財力がない市は負の遺産を残す可能性が大きいです。所有するということは、それなりのリスクを背負うことになります。そこはどうお考えなのか。

また、折り合いがつかず、中部電力が撤去するとなれば、壮大な工事となる可能性が大きいので、バックヤードも大きな面積が必要となりますよね。まだまだいろんな問題があると思います。

まずは、この3点についてを含めてお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、スポーツ振興ゾーンの件でございますけれども、折り合いがついているか否かというのは、その方向で進んでいると。これは、無償で一応貸与するという方向で、先ほど申しましたように、土地使用貸借契約を想定した中で無償で借りる方向で、今、中部電力と協議をしているところでございます。

ですから、この件については、借りるのか買うのかというのは、借りる予定で、今、それも無償でというようなことで、一応話は進めたいと思っております。

次に、揚油栈橋、いろんな御懸念もあろうかと思えます。先ほども南議員のほうの御質問に対して申し上げましたように、この揚油栈橋を釣り栈橋化することについては、当初の平成30年からずっと中部電力と過去3年半近く協議をしていて、今、まだ折り合いがついていないということについては、先ほどの南議員の質問に対してお答えさせていただいたわけなんですけれども。

要は、中部電力としましては、先ほども申しましたように、要求事項と、要するに条件として四つがあると。我々はその四つ、要するに、四つ以外にやはり先ほどの平常時の利用ということは問題ないわけなんですけれども、特に災害時についてどうなのかというようなことについて折り合いがついていないということは事実でございます。

そして、もう一つは、やはり揚油栈橋のこの1キロ、約1キロある部分についての、要するに人の命、安全性の確保というのをきちんとやっていかなきゃならない。こういう話についても中部電力と話して、我々は要請しているわけなんですけれども、これに対して折り合いがついていないと。

先ほど申しましたように、阪神・淡路大震災とか、東日本大震災等についてのもし仮に揚油栈橋のくいが、要するに大きく損傷を起こした場合には、我々とし

ては、要するに今後の話合いの協議の場を持ってほしいというようなことも要求しておりますけれども、彼らについては、それは望まないというようなことで、折り合いがついてないということが、2点については、大体方向性は決まっているんですけれども、あとの大事な三つの点について、我々の要求が中部電力のほうにまだ、要求に対して返事はノーという返事をいただいておりますので、この辺のところを十分協議していきたいというのが私の思いでございます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 都市計画決定において、場所は適正か、この二つの問題を中部電力と同時に進んでは、進む……。すみません。中部電力には同時に進めてもいいですよと内諾してもらっていると、課長に審議会で返事をいただきましたが、法定手続を進める上で、この二つのことを明確にせずに進めることは、責任ある市としてすることなのか、疑問を感じております。

次に、都市計画公園の内容についてですが、野球場、キッズパーク、築山、多目的スポーツ芝生広場とあります。これはあくまでも市の提案であり、市民の意見は入っていないと思うのですが。

なおかつ、中部電力跡地は津波浸水域です。市長は、津波浸水域でも事業はしなくてはならないとおっしゃっていますが、ごみ焼却炉は浸水域で駄目だったのに、わざわざ人を集客する場所を造るのか疑問です。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの都市公園についての市営野球場の移転計画については、南議員の御質問に対して、その経緯をお答えさせていただいたところでございますけれども、特に、平成31年3月におわせSEAモデルグランドデザイン、こういうものを策定に当たって、半年ぐらい前から2か月間ぐらいかけて、市民の皆様、この中部電力の跡地をこういうコンセプトの中でやりたいんだけど、皆さん、いかがでございましょうかと、アンケート調査をさせていただいたのは事実でございます。

その中で、お寄せいただいた中で、市民の皆さんからは、やっぱり尾鷲というのは憩いの場所が非常に少ないから、何とかあそこの場所で市民がくつろげるような憩いの場というものをきちんと造ってくれないかなと。例えば、スポーツ振興のためのスポーツ施設とか、あるいはアクティビティーとかレジャーとか、あるいは宿泊とか公園など、様々な施設等の要望される声が聞かれました。

それを基にして、私たちは、おわせSEAモデル構想というものは、まずやっぱり一つの大きなコンセプトとして、新たなエネルギーと豊かな自然の力で、産業、観光、そして市民サービスを融合した拠点として、人々が集い、活気あふれるふるさと尾鷲を目指してスタートしたものなんです。

ですから、要するに、私は、正直言って、こういう広大な土地をうまく活用しながら尾鷲をいかにして明るく元気で強いまちにしていくか、これを臨むときの最適のやはり問題なことだと思っています。この場所を活用しながら事業を計画し、実施していく。それについて、新たな尾鷲の要するにランドマークといえますか、非常にいいものが、いい事業ができるんじゃないかと。

ただ、しかし、さっきおっしゃいましたように、津波浸水域というものについては、やはり私は全然無視してごさいません。物すごく気にしています。その場合については、やはりこれもいろんな方々、特に私は、我々の避難誘導云々等に片田先生とも長らくずっとお話しさせていただいた。でも、しかし、やっぱり津波浸水域ということは気にしなきゃならないということは事実です。

ですから、そのためには、きちんと「津波は、逃げるが勝ち！」というような形で、いかにして避難道を明確化して、きちんとしたものを造りながら、あるいは、避難経路としてはこうありますよという表示もきちんとしながら、逆に、この場所が津波浸水区域であっても安全な場所なんだなと思えるようなものはきちんと造っていかなきゃならない。

それと同時に、尾鷲の今、非常に衰退した状況の中で明るい事業をやるためには、どうしてもやっぱりこの場所を活用しながら、先ほど申し上げた要するにコンセプトに従ったまちづくりというのをやっていきたい。こういう思いで、今回、スポーツ振興ゾーンについての提案をさせていただいて、今進めていると、こういう状況でございします。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 浸水域において、住民懇談会のほうでもたくさん意見があったと思うんですけども、そこで築山とかそういうことも、避難、逃げ遅れた方のための築山を造るといことも答えられていましたよね、市長、築山を。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 基本的には、築山については、私は、まず平時がどうあるべきなのか。平時というのは、これは何度も、私自身、申し上げているんですけども、やはり尾鷲の中電の跡地から尾鷲の海を眺める、本当の最高の絶景の場所を

うまく使いながら、そこを憩いの場所、あるいは、市外から来られるお客様の非常に一つのランドマーク的ないろんな憩いの場所にしていきたいと。

そのためには、ある程度の仕掛けというのが必要であると。例えば、東屋を造って御飯を食べられたりピクニックができたという、そういう平時はやはりあそこを一つの格好の場所というような思い。

そのときに、災害時、どうするのかというような話なんですね。基本的には、何度も申し上げていますが、あの発電所跡地について、いらっしゃる方々、わざわざ来ていただいた方々に対しては、津波があつて1人の犠牲者も出さない方法というのは徹底して考えていかなきゃならない。それは、やはり我々だけで考えるじゃなしに、やっぱり専門家という片田先生ともいろんな話をしています。

これから、どんどんどんどん参考にしながら、どうやって「津波は、逃げるが勝ち！」というような形の中で、尾鷲が標榜しているような、そういうものをどうやってあの場所で造り上げていくかというのは非常に大きな課題であつて、それを実現させていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 先日のニュースで、中部電力は、浜岡原発の津波対策において、マグニチュード9クラスの地震が起きた場合、国内外でマグニチュード9クラスの地震による津波の発生例が少なく、予想しにくいことなどから、プレートの動きなどを以前よりも厳しい条件にして再度分析し、最大22.5メートルの津波が発生する可能性があるとして発表しました。浜岡原発のあるところで22.5メートル、リアス式海岸である尾鷲では、それ以上になると想像できませんか。このニュースを市長はどのように受け止められていますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 中部電力が浜岡原発に対してこういうような措置を取ろうとしているということについては、中部電力がそこに力を入れていることであろうなということで、私自身は、それに対して中部電力がどうのこうのというような話じゃないですね。ただ、そういう事実があつて、私が想像する、想像するとみんなも分かると思うけど、浜岡原発は中部電力にとって非常に重要な事業である。だから、そのためにお金をかけると、私はそういうふうに認識しています。

だから、その分、私としては、尾鷲市のこういう中部電力跡地に対して、長らく50年、39年だから50年近くも事業をやっていたところには、どうしてもそういう気持ちがあつて、少しでも共存、供用というような問題の中で、少しは

中部電力も御協力をいただきたいという思いが、あれを見て私自身は思いました。尾鷲に対して、要するに御協力をもっとやっていただけないかというような思いがありました。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 築山に関しては、いろんところで避難場所、避難場所と言いましたが、最近では、平時の景色がよいとか、いろいろな言葉で、万が一逃げ遅れた方のためという言葉がたくさん聞かれましたが、仮に、築山を避難場所の一つとしても、築山自体にもいろんな課題があると思います。

そして、私がもしそこにいれば、人間の本能として海に向かって走ることは考えられません。

市長がおっしゃるように、避難経路を別に用意したとしても、尾鷲で避難するには一番遠く、避難経路を造るのに多額の費用がかかるように思います。費用の上乗せが発生します。市民にまた負担がかかります。多額の費用を使っても、地震発生から高台まで10分では逃げ切れません。

万が一、人命が亡くなった場合には、自然災害だから不可抗力とは言えないのではないかと。津波浸水区域を承知の上で公共施設を設置するのだから、そういう言い訳はできないと思います。

三つのことを挙げましたが、場所は適正かを審議するのにとっても重要なことです。まだまだ課題があります。津波浸水域に市民の多額の税金をつぎ込むんです。命に関わることです。十分に検討すべきだと思います。

次に、壇上での質問に対して、十分な説明を行ったと言われましたが、住民懇談会と市民説明会は違うと思います。市長は、10月22日の行政常任委員会でも、懇談会と説明会は違うから、懇談会とは別に説明会を開くとおっしゃったんですよね。

審議会において、懇談会を説明会としても大丈夫と県に確認しているという、担当課長は言われましたけど、市長の目線は、県なのか、市民なのか。もし市民目線ならば、説明会は必要だと思います。

審議会では、この手順に対して、終わったことを言うより、公聴会でより意見を反映させてほしいとまとまりましたが、都市計画決定の手続は厳格な法定手続です。ハードルの高い公聴会が行われる前に、懇談会ではなく市民説明会が行われなければいけませんと私は思います。

また、平成29年11月10日、環境課業務報告についての協議内容の中で、

当時の県の建設課長の方が三田火力発電所は、尾鷲港湾計画上、工業用地となっていると言われていました。

その場所を都市計画公園に決定するには、説明会の前に市民のアンケートが要りますと思います。SEAモデルコースについてのアンケートと、公園を造る決定するに於けるアンケートは違います。公園となったら、子供たち、子育て中の親御さん、毎日ウォーキングをしている方たちなど、幅広いの市民の方はいろんな意見があるはずですよ。

この2点を踏まえても、市民に対して理解してもらったと言われるのはおかしいと私は考えております。

いろいろ聞きましたが、都市計画決定の手續において、1点目、原案作成において市民の意見が反映されるアンケートが必要。2点目、公聴会は、原案が策定されたと同時に開催され、住民の意見を反映しなければいけない。3点目、その上で素案を策定、県と事前協議、そして市民説明会を開催し、住民に説明し、理解を得て案となる。この3点が正当な流れと私は認識していますが、どうでしょうか。担当課長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 今、議員さん言われるとおり、まず、この都市計画決定を打つに当たりまして、都市計画案を作成いたします。それを持って公聴会なり説明会なりを開いた。それで、それが原案となり、それを持って県への事前協議というふうな運びになります。事前協議が終わりましたら、その次に、市民さんの意見を聞く。告示・縦覧ということで、パブリックコメントを開始しまして、パブリックコメントをもって案が完成し、それで、都市計画審議会のほうにかけます。都市計画審議会のほうで審議されて、そこで議決を受ければ県への本協議となりまして、本協議が行った後に、都市計画決定が打つという運びになると理解しております。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） やはり市民説明会という大きなものがなければ、私はならなければいけないと思います。全ての告示・縦覧が終わった後に、やはり市民説明会をもう一度してほしいと思います。それが法定手續において、市民の意見を聞くということになると一番思います。資料の出し方一つを取っても、法定手續の流れも、少し市の姿勢がもっと市民のほうを向いてほしいと思われたい。

都市計画手續において一番大事なことは、何回も言うようですが、市民に十分

な説明を行うとともに、理解を得るように努めなければならないということが大前提です。今回の都市計画決定は、ごみ焼却炉を候補決定の条件の野球場代替地のためにするために慌ててしているようにしか見えません。どうしても市民不在のように思えてなりません。もっと時間をかけてほしい。ごみ焼却炉が建設可能と決定してからでも遅くないのではないですか。もし、建設不可能になったらどうするんですかということになります。

また、今回の補助金は、期間にも猶予があると思うんですが。都市計画公園は、尾鷲市の将来図になります。短期間で決めるものではないですよ。今から生まれてくる子供たちのため、今いる子供たちのため、若い世代の方たちのために何を残せるか、重大な責任があります。

そのことを踏まえ、一つ一つを精査し、十分な時間をかけて、短期間で半年で終わらせるんじゃなく、十分に時間をかけて幅広く市民に理解を得てから、都市計画公園決定を行うべきではないのでしょうか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 都市計画決定についての手順については、先ほど私も壇上で申し上げましたし、今、建設課長が申し上げた内容のとおりなんですけどね。

都市計画というのは、私は一つの手段であって、その前にこの尾鷲をどうしていくんですかということが、もう平成30年ぐらいからずーっと、この中部電力跡地をどういうふうにして活用して、次世代の子供たちにつながるために尾鷲をきちんとしたまちにしていくかということの一つの大きな手段だと思っているんです。これからずーっとやっぱり考えているわけなんです。

その中で、一つの大きなSEAモデル構想の中のSの部分の市民の憩いの場所と集客交流の向上するための場をというのは、その中のゾーンとして、いろんなゾーンとして、スポーツ振興ゾーンとか、やはり宿泊ゾーンとか、アクティビティのゾーンとかというものを計画は一応発表させていただいていると。

その中の一部のスポーツ振興ゾーンを市民の皆さんからの御意見をいただいた、サッカー場みたいものを造ってほしいな、芝生広場が欲しいな、野球場も新しいのが欲しいなという、そういうことを具体的にやる計画を立てながら、都市計画として、一応我々としては、いろんな都市計画を策定することによって、先ほど申しましたように、これについては、結構な、財源についても、やはり国からの補助云々等々も含めながら、きちんとその手はずを踏みながら、何とかかんとかつくり上げていきながら、尾鷲としての顔というものをつくらうとしたわけでご

ざいますので。

この歴史というのは、私は、もう平成30年ぐらいから中部電力跡地、発電所跡地の使い方、使い方、それは何のために使うのかということも議論しながら、具体的に今回スポーツ振興ゾーンにおける都市計画というものを一応審議しようということで審議会に諮ったというところでございます。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） せいては事を仕損じるということわざもあります。まだ時間をかけなければいけないと思います。課題がたくさんあります。

私たち尾鷲市民は津波浸水域で生活しています。東日本大震災の津波で、何もなくなった跡地に1本の苗木が残っていた写真を見たとき、希望という2文字が浮かび、感動しました。

中部電力跡地は市民の夢と希望であってほしい。市民から集って植樹をする未来につながるスペースを造っていただきたいという希望があります。

いろいろと質問させてもらいましたが、やはり市民説明会をきちんと行ってほしいというのが私の希望であります。

次に、壇上の3点目の質問に入ります。

尾鷲中学校給食基本計画に衛生管理、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルをはじめ、HACCPの概念に基づく「高い水準の衛生管理」を実現しますと書かれています。

HACCPの概念から、学校給食厨房におけるゾーニング（空間を用途別に分けて配膳すること）については、汚染区域、非汚染区域の明確化、肉、魚の動線と野菜の動線の分断化による交差汚染の明確化、食材の搬入から配膳までのパターン化が大前提とならなければいけないと私は認識していますが、今回の報告された設計では、汚染区域、非汚染区域の明確化がされていませんでした。

しかし、先ほどの教育長の壇上からの返答で、これから改善されるとすごく期待をしております。報告を楽しみにしています。

問題は、業者を採用する時点で、誰もそこを指摘されなかったという点です。プロポーザル方式を取り入れるには、それに関わる職員により高い専門性が必要なのではないでしょうか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） HACCPの話は、専門的な知識が必要じゃないかというような、そういうお話でございますけれども、議員御承知のとおり、やっぱり市の業

務というのは多岐にわたっております。その事業ごとに、必要に応じたいろんな、今回なんかは特にプロポーザル方式なんかを使っているわけなんですけれども、特にそのときにおいては、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる場合、こういった場合に、プロポーザル方式というのをしているんですけれども、恐らくその件についての件だと思いますけれども、やはりこの業務に携わるその職員というものが、職員の行政運営、行政経営に対する知識とか経験、よく私はノウハウというんですけれども、この話や視野の幅を広げるためには、当然のことながら、能力の向上とか人材育成を進める上で、やはり適性を踏まえた専門性の向上というのを図っていかなきゃならない、当然のことだと思います。そのためにも、能力育成は非常に重要な話であると私は認識しております。

議長（三鬼和昭議員） 内山議員。

7番（内山左和子議員） 市が行う事業は、専門性の高いものばかりです。市職員は、市長や議員が入れ替わってもずっと尾鷲のために頑張ってくれる方たちです。職員のスキルアップは尾鷲の将来につながると思います。

来年度は、今以上に専門性を高めるための研修計画を立て実行できるよう、そのための予算をきちんとつけていただきたいという願いを込めて、一般質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） ここで、休憩をいたします。再開は1時5分といたします。

〔休憩 午前11時49分〕

〔再開 午後1時04分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 皆様、こんにちは。お昼御飯の後のまったりしたいような時間だとは思いますが、ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

それでは、事務局、資料をお願いいたします。

今、私が出していただいた資料は、尾鷲市が発表している数字に基づき、私が編集したものでありますので、御承知ください。

それでは、前回の続きの認定こども園について説明させていただきたいと思っております。

今、お出しした資料は、令和3年4月現在の輪内保育園を除いた数値となっております。そして、その中で第3保育園を除いた数値の中に、合計人数330人、それから、3、4、5歳の定員が208名、0、1、2が122名中、3、4、5歳の定員が228名で定員オーバー20名となっております。

しかし、これは、児童数の緩和措置がありますので、249人よりは下回っております。これは今年の数字です。

そして、来年になると、この数字はもっと下がっていきます。これがどんどん下がって行って、再来年頃には、この定員数を第3保育園がなくても割り込む結果となります。

そして、これは、今年の幼稚園の入園者数、4歳児2名、5歳児7名ですけれども、この前、市長の説明にありましたように、来年4月における認定こども園の1号認定、要するに幼稚園型の入園希望者が3歳児9名、4歳児3名、そして5歳児が1名となっており、合計13人となっております。ということは、この数字は、ここには載っておりませんが、今年の4月の輪内の保育園と同数です。

教育大綱に示されているように、幼稚園教育、小学校前の教育について、保護者、地域のニーズに合った運営の方法を取り組むと明記されております。

3歳児の幼稚園1号認定、幼稚園型に入りたい子供が来年の4月に9人おります。前回も申し上げましたように、過剰な施設を民間に貸し続ける必要はないと思います。その施設を幼稚園型の認定こども園として、尾鷲市立幼稚園型認定こども園ができる十分な根拠があるにもかかわらず、令和3年2月26日、たった52分の教育委員会の協議において、できない理由ばかりを述べられておられました。

そこで、市長にお尋ねしたいと思います。

3歳児の幼稚園入園、幼稚園でなくてもいいのかもしれませんが、1号認定が9名、希望者があるという事実をどのようにお考えでしょうか。

壇上からの質問は以上とさせていただきたいと思いますが、市長にお願いがあります。どうか、私の質問に対して全て1分以内でお返事いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の認定こども園についてであります。

御承知のとおり本市の幼児教育におきましては、未就学児が減少し、特に女性の社会進出などもあることから、幼稚園希望者が少なくなり、幼児教育において重要とされる集団生活、集団活動ができなくなっていることから、一定の集団が確保でき、3年保育を希望される方も入園できる幼保連携型の認定こども園の設置についての検討を行ってまいりました。

そういった中で、現状の幼児数や市の規模などを見てから、さらに新たな教育保育施設は必要かどうかという考慮した上で、現在、大多数の幼児の保育を行っている経験と実績の尾鷲民生事業協会にお願いすることが最適であるとの結論に至ったものでございます。

特に、私については、公立で運営するか民営で運営につきましては、基本的には教育、保育の内容については違いないということがまず前提でございます。

認定こども園で行う教育、保育は国から示された幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいて行うこととされており、公立であれ民間であれ、基本は同じであるということでございます。

そういったことから、認定こども園での集団生活、集団活動を通して子供たちが成長していけるよう、就学前の教育、保育の充実に向けて鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 今、民間も公立も一緒だとおっしゃったように思うんですけども、それでは、公立での認定こども園、幼稚園型の認定こども園について、今後、市長は実行していただけてということに理解してよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） そのつもりで申し上げたつもりはございません。

まず、今までの経緯からして、我々としては、要するに認定こども園を設立していきたいというような方向の下で、それじゃ、どこに任せるのか、いろいろ議論しました。

その中で、社会福祉法人尾鷲民生事業協会にお願いしたいという、ずっとこのあれで進んでおりますので、私としましては、皆さん方から公立がどうのこうの言っている場合に、私は、公立と私立でもそんなに変わりがないから、その方向で進めたいという思いの中で先ほど発言させていただきました。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 要望が出たのは3歳児を受け入れるということであって、認定こども園という要望は出ていなくて、それは市長が勝手に決められたことですよ。

それについて、今回、3歳児の1号型の幼稚園型に入りたいという子供たちが9人いたという事実について、市長は、6,358名の署名を無効として、前から決めていたとおっしゃいましたが、とても前から決めていたとは思えません。しかし、ここでこの議論を長々とする気はありませんので、これについては、またそのうちにさせていただきたいと思います。

その前にちょっと話は変わるんですけども、市長に一つお尋ねしたいと思います。

市長は、73年間今まで生活してこられて、何か間違ったなと思うときに謝られたことってありますか、お尋ねします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私も生身の人間ですから、いいこと悪いこと、やっぱり自分がこうやって後悔しなきゃならない、じゃ、申し訳ないということも、この73年間生きてきて、かなりあったんじゃないかなと思っています。ありますよ。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、今さっき、南議員のときに市長が、これは、この話の文脈は情報公開、私が三つ目に出している尾鷲市民に対する情報公開がどうなっているのかというところで、飛ばして聞いていきたいと思うんですけども、今から市長が説明されたごみの経過についての説明について、私が入手した資料による概要を説明させていただきたいと思います。

まず、平成29年11月10日、環境課業務報告において、2017年8月16日、中部電力より木質チップと生活ごみで発電する民設民営の焼却炉の提案があり、2か月検討したと書かれております。

そして、その日の協議内容として、三田火力発電所は、尾鷲港湾計画上、工場用地となっている。公共のものを被災する場所に建てることは議論になる。お金がないのに決定されると、差額は出しようがない。民設民営の見積りはいつまでに出せるのか。12月までには無理。12月を過ぎたら、他の市町とは違う枠組みで検討を始める。中電の負担が増えるスキームでもいけるかと話をした。経費

負担はさほど重視されていない。

そして、当時の副市長が民設民営について、安い金額が表示されれば、再検討はあるのかと尋ねておられます。

しかし、その日に、なぜか三田火力発電所内施設分離型DBOで4市町と協議するというふうになっております。

そして、平成29年12月25日、これは整備検討会で5市町の担当が集まっております。このときに、尾鷲市として、ストックヤードについては造成費を5市町で案分してほしいという発言のみで、中電から出た民設民営の話は全く出てきていません。

そして、12月27日、これも所内の課長会議において、基本的なスキームは、示し方を慎重に考える必要がある。そして、市長は、公設公営か民設民営がいいのかを試算して、最終的に事業スキームを決めていく。5市町が了解。尾鷲議会の了解を得、その後、市民説明会をして合意。3月議会で報告して発表したい。反対はいつもある。どのタイミングで決断するのか。その期間中にパブコメを行い、参考に決断すればよいと違う課長が言っています。

そして、副市長は、発表後の意見はパブリックコメントとは言わない。議会で合意し、住民説明会を開いてある程度合意を得て、他市町も議会で合意をいただいた状態でマスコミ発表という順序ではないかと指摘されておられます。

それに対し、市長は、市民説明会で反対はあるが、決めておかないと、次のステップで問題が出てくる。

それに対し、当時の建設課長は、中電跡地に造成しても、津波浸水域の影響で建設できないかもしれない。被災時の想定を組み込む必要がある。評価項目に対する評価が必要。対外的な説明ができない。

それに対し、市長は、評価項目はこの場所に建設したいという理由を説明するために必要だと思う。説得性のある話である。

それに対し、当時の建設課長は、住民が不満に思うことは、処理場ができたときにどういった影響があるかだと思うので、そこについて説明する必要がある。

そして、副市長は、市民説明会には、中電跡地に処理施設を建設する、それしか出さず、環境アセスは法令に基づいて行うという資料だけが出るのかという指摘をされております。

そして、平成30年5月11日に、加藤市長から発電カンパニーの社長に向け協議の申入れをし、翌17日に受諾書がカンパニー社長から市長宛てに出されて

おります。

そして、なぜか、その年の5月から11月に飛んだ整備検討会において、急にこの検討会で民設民営の話が出ております。

そのときに、ほかの市町から、建屋を利用するかしないかで造成期間が変わってくる。発電のありなしをスケジュールに示してほしい。

それに対して、尾鷲の担当から、11月中に中電に建屋を利用するのかについての回答をしなければならない。できれば5市町連名で回答させてほしい。

そして、そのときの報告事項として、準備会運営費、尾鷲が予算化し、各市町から尾鷲市への負担金とする。建屋利用。既設施設のタービン施設、ボイラー架構、施設利用検討。事業スキーム、中電提案の事業方式。民設民営は、12月議会で報告しない。首長会議にも報告しない。事務所、賃貸契約、契約者、準備期間中、尾鷲市、12月議会で報告しない。

入札方法、尾鷲市方法で、各市町、事前に事業者アナウンス。子細は、今後の協議。12月議会で報告しない。首長会議に報告しない。

この入札とは、今年、これ、平成30年、平成30年の11月に報告しないと言われた入札方法が、今年12月2日の広域ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託1,500万、これが平成30年の7月に利用可否報告書として出てきております。

そして、令和1年8月9日、第2回の検討会の幹事会において、建屋は使えない。盛土でいく。盛土は各市町負担。防災対策がないと、交付金は無理。通常20年から25年、その手前で長期施設計画を30年から35年に変えることもある。

ここで、まず一つの疑問は、この建屋は民間のものであり、民設民営で中部電力がバイオマスと家庭ごみを一緒に92トンで燃やすことについて、なぜ公費でその建屋の利用可否を出したのか。それについて議会に報告しないという理由は何か。そして、どうしてこのときに何度も盛土の話を出しておきながら、液化化について問題視を全くされていないのはどういうことなのか。

そして、令和1年8月26日、行政常任委員会において、市長は、当初、中電から建屋を使ってみてはと打診があり、ここからスタートした。使いたかったが残念である。

建屋を使ってくださいと中部電力は言っていない。中部電力は、最初から自分のところの建屋を利用して、民設民営のバイオマスを利用した焼却炉の企画を

持ってきております。

そして、令和1年10月16日、中電総務室長から加藤市長に対し、施設不利用なら燃料基地を含めて検討するよう推薦状が来ています。これは一体どういうことなのでしょう。

そして、令和1年11月21日、行政常任委員会において、時系列としては、定期点検用地を使って7メートルかさ上げ、その後、建屋を向こうから使うように推奨してもらったと発言されております。附帯工事費用の15億4,000万が高いから、燃料基地へ移る用地を協議中とおっしゃっております。

そして、ある議員の質問に、市営野球場は初めから考えていない。SEAモデルが水泡に帰すと、ここで断言されております。このときも、議会に対して民設民営という言葉は全く述べられておりません。定期点検用地を7メートルかさ上げしてということ、最初からそれにこだわったのは尾鷲市のほうであって、中電ではありません。

そして、令和1年12月25日、環境課長から中電総務室グループ長へ第2ヤードの丘陵地帯の利用についてをお願いを出しておられます。

そして、12月28日には、藤吉前副市長が辞任されております。

翌令和2年4月7日、第6回の幹事会において、丘陵地には、管理型、安定型処分場があり、土質調査が必要になる可能性があるとして報告され、その3日後の4月10日に5市町首長から、中電用地はいずれも津波対策がクリアできない。野球場を候補地に要請されております。これは、懇願ではありません。

令和2年5月25日、行政常任委員会において、市長は、平成29年7月、全協で言われた平成30年2月、中部電力に、撤退に伴い7メートルの盛土の次に建屋の話が出て、結果的に失敗。第2ヤードを推薦されたが、高压線、自家最終処分場があり、野球場に変わった。そして、ほかの市町の首長を指す相手から懇願されたわけなんです。懇願されて、その話の中で我々は検討しますと返事しましたとおっしゃっております。

令和2年7月14日、第7回幹事会、このときに、尾鷲市から、野球場にテールアルメについての報告は全くされておられません。どうして野球場に場所が変わったのであれば、このとき、尾鷲のほうから野球場はテールアルメが入っているという丁寧な説明がなかったのでしょうか。

令和2年7月20日、尾鷲市野球場を建設予定地として検討、中部電力用地は一部事務組合で購入1,890万と書かれております。搬入道路については5市

町負担、建て替え施設は限度額を決めて負担と書かれております。

そして、令和2年10月30日の行政常任委員会において、加藤市長は、野球場については6億8,500万、築山については1億6,500万を上限として5市町で負担と言われております。しかし、既に築山は4億5,000万に予算が膨れ上がっております。

そして、この都市公園、都市公園の予算16億5,000万のうち、尾鷲市負担は消費税込みで何と11億2,375万となります。一番最初の民設民営の中電からの1トン当たりの処理費が6万9,000円となっております。

当初、当時2017年の人口は、尾鷲市1万8,000人、ごみの量が5,820トン。そのとき、もしトン当たり6万9,000円を払ってれば、4億1,000万というお金が出ます。

しかし、これが建つとき、2030年としたならば、人口は1,300人で…。ごめんなさい。1万3,000人です。そのとき、当時は人口当たり約1キロのごみが出ておりましたが、環境庁の指針により、本当は去年までに1人当たりのごみの量を500グラムまでに減らすという指針が出ております。

しかし、私たちは、とても500グラムは無理だと思いますが、2030年にはせめて0.75キロ、750グラムまでには落としていかな、最初に言われていたようなSDGs、そしてCO₂削減にはいきませんので、きっと1人頭のごみもどんどん減ります。

人口が減って、ごみが減って、この30年先の支払金額は1億1,900万です。民設民営で最初に高いと思われるかもしれませんが、長期間30年間、民設民営でしていただければ、人口が減ったときに背後地のチップを出して中電は事業化してくれたでしょう。そうなれば、火を消すことなく、ダイオキシンの心配もなく、そして、市民負担も、公設公営ですれば、老朽化すれば1人当たりの負担はどんどん増えます。人口が減り、ごみの量も減るのに、借金は元のまま。そして、今のように毎年1億、2億のお金がかかっていくようになると、それだけでなく将来にわたった尾鷲の持続可能な尾鷲の経営ということを考えた場合、どうして議会や市民に民設民営のアイデアを公表しなかったのか。その部分について、市長にお聞かせいただきたいと思います。答弁していただきたいと思いません。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） どういう手法でね、要するにどういう形で施行しながら運営を

どうするのかという方法については、民設民営、公設民営、民設公営、いろいろ4種類の種類があるんですけども、私は、それについてはあまりこだわっておりません、今。今後どうしたらいいのかということは、今後考えていくことでございます。

さっき、いろいろ中村議員、私が今日の冒頭に南議員のほうに説明させていただいた内容については、経緯としてはそういう話でございます。ただ、はっきり申し上げておきたいのは、まず、平成29年の段階のあたりから、12月に中電から、要するに中電で広域ごみ処理施設をできないかという、そういう提案があったと、これは事実です。

その中で、要するに建屋とか第3号の、中部電力から要するに提案があったんです、ここを使って見たらどうですかと。これは議会にもはっきり申し上げました。

それは何なのかというと、高さが30メートルか40メートルぐらいの高さから、要するにそこへ入っておったら津波の影響も何もないだろうと、大丈夫だろうと。皆さん、賛同していただいたと。私もやっぱりそのつもりでいたんですよ。

それが、結果的にですね、南議員のときに申し上げましたが、専門家からやっぱりこれはちょっと無理だと、いろんな理由で。結果的に、そこも駄目だから、要するに、それじゃ、もう一度、建屋とかそういったことはもう使えないんだから、元に戻しましょうと。要するに、盛土を6メートルなり7メートルとかしながらやりましょうかというような話の中で転々と推移したと。

そうした場合に、第2ヤードのほうはまだ浸水域からちょっとあれしておるから、それよりも高いから、第2ヤードでやりましょうと。第2ヤードでやったら、いずれにしる盛土しなきゃならない。

その中で、それじゃ、ここに丘陵地という場所があるじゃないかということも提案、中電から提案がありました。我々は提案、丘陵地の中で、ある程度の1万1,000平米ぐらいのあれは取れるかなということも、私も現地へ行ってきちんと見ました。ここでできるかも分からないから、しかし、その中で、さっき言いました排せつ物や中に入っているごみとか、これも議会のほうに説明しました。

それで、結果的に、いろいろと中電からいろんな提案もあり、あったんですけども、この場所で要は広域ごみ処理施設を造る、要するに、ここを建設場所とするやということが、ハード面からして非常に難しいということが判明したわけなんです。それも議会にきちんと報告しました。

それで、そういった中で、先ほど言いましたが、令和2年の4月に、要するに、ここでは最終的に5市町の首長からそういうのは無理だと。何とか何とか市営グラウンドのほうにやってくれないかというような話の中で推移したという、これはもう事実です。

だから、そこについてはっきり僕が申し上げたのは、中電でいろんなところを我々は検討しました。でも、しかし、それは無理だと。

結果的に、要するに、浸水域に入るじゃないか、盛土をしたといっても。一方では、建屋についても、要するに専門家が駄目だと。丘陵地のほうへ行こうと思って、丘陵地だったらいいかなと思ったのが、それが何やかんやあったと、そんな話です。

最後、申し上げますけれども、民設民営とか公設民営とかという、そういう話については、今後の話であって、今、考え方としてこういう考え方があるよということを一応私は言っただけの話です。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 話の論点が、市長、全くずれていますよね。民設民営、今からじゃないです。

どうして最初に中電から民設民営のアイデアがあったときに、どうして5市町の準備委員会なり議会に出さないと決めたのかと聞いているんです。そのいろいろあったことを述べてくださいとは言っていないです。

そして、これ、市長、自分でおっしゃっていますよね、ちゃんと費用を考えて出すって。これ、出されたんですか。私は出しましたけれども。市長は、民設をしたときに、30年先の支払いと、今、これ、一部事務組合の経費も要らない、これだけごちゃごちゃもめもせず、もう既にあと何年先には稼働していたであろうことを全部。

何が言いたいのか。要するに、どうして情報を出さないんですか。それを聞いているんです。1分以内に一言でお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私は、その都度その都度、変化に応じて行政常任委員会等にきちんと報告はしております。

ですから、今回の中電の話についても、中電でやるという、やりたい。もうここでやるべきだという思いの中で、いろんな都合があって中電でできなくなったという結果です。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 再度お尋ねします。

平成30年11月7日、事業スキーム、中電提案の事業方式、民設民営については、12月議会へ報告しない。首長会議にも報告しないと決めておられますよね。これについて、なぜ報告しなかったのかをお尋ねしているんです。1分以内にお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直に申しまして、そこまでどう言ったかということは、私は覚えておりません。

ただ、はっきり申し上げるのは、30年の11月に、先ほども申し上げておりますように、三田火力発電所構内の建設予定地として、その区域を発電所構内か、あるいは、要は既存施設の3号本館かボイラー架構、これを対象とすると。まず、建設場所をどこにするかということを決めなきゃならないという話なんです。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 市長は、民間出身であれば、まず事業をするときに、全ての中の費用対効果、そして、そこについて相手方の提案があった場合に、その中身について精査しますよね。それを何もしないで、まず場所でしょうはないでしょう。そういうふうなやり方で、民間で経営されてこられたんですか。

そして、これは血税であり、私たちの税金です。中電跡地に中電が民設民営で建屋を利用して、そして、あの建屋は、尾鷲市のものでもありません。それを勝手に尾鷲市が耐震がどうのこうのって結論を出しましたって、とても失礼な話です。なぜなら、耐震するかどうかは、それは中電の話であって、こちらの話ではないんです、民設民営の場合。

ですので、民設民営である場合、尾鷲市が5市町と協議する必要があるのは、トン当たり6万9,000円について、今後20年間のごみの量と尾鷲市の負担を考えたときにどうするかということを考えて、市民みんなに説明して、そして、市民が16億もかけて浸水域に野球場を持って行って、その費用がまた20年間私たちに乗ってくるわけですよ。そういう必要が全くなかったことを、まず場所、それは違うでしょう。まず場所ありきではありませんよ。

まず、市民生活をどう守るかが市長の仕事であって、場所を決めるのが市長の仕事ではないので、そこについて忘れましてもありませんよ。これは、公式文書としてちゃんと資料がありますので、もし忘れられているのであれば、いつでも

お見せしますのでお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 要は、我々も建屋とか3号ボイラーでできることだったらやりたいということも議会に報告しました。それがたまたま中電であったから民設民営というような話で向こうから提案があっただけで、最終的には、結局、向こうからもうできないという、専門家がそこではちょっと無理ですというような話の中で御破算になってしまったという話なんですよ。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 市長、あのね、この議会も、今までの全ての準備委員会の中身も、きっと中電、見ておられると思うんですよ。そして、市長のその発言のたびに、第2ヤードにどうですか。第2ヤードなんか、はなから造られへんところへどうですかって言われる。

そして、最初は社長、その次は総務室長、最後はグループ長。

私は、今さっき、なぜ市長に間違っただけといたときに謝られたことがありますかと聞いたのは、人は私も含めてすごく間違うと思うんですよ。そして、今回のように、すごく大きなこの間違いをすると、私たち市民、そして相手方の中電であり、そしてこの執行部の皆さん、すごい迷惑をかけていると思うんですよ。

そのことについて、常に市長はすり替えて、ほかの首長から懇願された。中電がかさ上げして造ってくれた。中電が、ほかの首長が、いや、執行部、自分の部下が、もうそのたびに私たちがそれを全部追っていくわけですよ。

間違われたら、もう仕方がないけれども、私がここで何を問題にしているかというのは、尾鷲市政は独裁国家じゃないですから、入ってきた情報を議会に言いましたって今言われましたけれども、民設民営でトン当たり6万9,000円ということについて、どの議員が知っているんですか。どの議会でそれを報告されましたか。それをお答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 民設民営云々の6万9,000円ということについては、正直申しまして、私は記憶にございません。

ただ、今の状況の中で、今、当時の平成29年からずっと、その以前から建設場所をどこにするかということ、まずこれを焦点に合わせながらやってきて、そのときに中部電力からここでやりませんかというようなところでスタートして、具体的に建設場所を決めるような協議になったわけでございます。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8 番（中村レイ議員） そのとき、中部電力から幾つかの案を出していただいていますよね。その中で、中部電力としては、自分のところの建屋を使った民設民営でいきたいというのは、企画書を見ただけで分かりますよね。

そして、その他人の建屋に公のお金で耐震診断をして、それが不適格って、それは本当に相手に失礼です。だって、私は一応建築をしておりますので、あの建屋は、中部電力が上に焼却炉を乗せようとしたら可能やったと思います。

そうやけど、そのお金をどうして5市町が負担して、あの建屋を使えるか使えへんかというのを12月に議会に報告することもなく、その情報公開を隠蔽する。いや、知りませんでしたじゃないでしょう。これ、ちゃんと箝口令をしいて、出さないようにしていますよね。その姿勢についてお伺いしているんですけども、お答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この建屋と第3号棟のものを紹介したのは、ここで使えませんかという打診は、先ほど何度も申し上げていますように中電からあったので、私は、それ、いいことですね、やりましょうというような話の中で、これが本当に使えるかどうかというのを検証したわけなんですね。結果的に、専門家がいろんなことを見ると非常に難しいですねと。

それで、耐震云々については、私の記憶によると、あそこの場所は耐震ができています。だから、耐震の議論云々については、私はそんなことを議論した覚えはございません。

したがって、あれについては、私はやりたい、やるべきだと思ってる。結果的にハード面で支障を来したので、それができなくなったという話なんですよ。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8 番（中村レイ議員） その話は全くおかしいですよ。

市長は、平成30年まで、5市町に対して盛土の負担金の話しかしていませんよ。そして、平成30年11月7日になって、初めて建屋の話が出てきています。

それと、民設民営が一緒やった、そんなの、どうでもいいんですよ、市長。

何が問題か。市長はすり替えるの、すごい上手ですけども、民設民営で尾鷲市がどれだけ負担するか、市民の負担がどれだけになるかの検証をするって本人がおっしゃっていて、その検証結果も出てくる前に、あの建屋は無理ですからっ

て。

その建屋は無理ですからじゃなくて、その費用の検討をどうして議会にされなかったんですか、どうして市民に知らされなかったんですかというお尋ね、これ、何回目もです。お尋ねしているんです。12月議会に知らせないってわざわざ決めているのはどういうわけですかってお伺いしているんですけども。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 詳細がちょっと過去のことですので、詳細を、詳しい総務課長が答弁してもよろしいでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員、当時の前環境課長から答弁をお願いできますか。いいですか。

8番（中村レイ議員） はい。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 申し訳ないです。私も記憶の中ですみませんが、まず、民設民営という話については、確かにそういう話が中電のほうからありました。

それで、検討を当然していかなあかんのですけれども、その中で、まず議会に報告しないとかなという話の中については、まず5市町がきちんと成立して、まず一部事務組合が、まず5市町がきちんと各議会が、ほかの市町も含めて、議会にもう言ったら、尾鷲市だけが報告したとすれば、ほかの議会は一緒にもうすることになったのかという話になるので、そういう意味で書いてある、記載してあるんだと思うんですけれども。まず、それは、報告しないというのは、そういう点での言い回しです。

それと、当然そういったことで、僕は一番最初にそういう話を聞いた時点でですね、まず中電側からは、確かにそのまま平地でというような話でした。ただし、それについては、当然こういうごみ処理施設については、市として公共としてやる場合については、それは、やっぱり盛土するなり何らかの形の対策がないと駄目ですよという話はしたことも記憶しております。

そういった中で、先ほど言いました6万9,000円という金額は、多分後から出てきたと思うんですけれども、それは中電側からの試算です。そういった中で、どれぐらいの金額になるのかということで協議をしている中で、中電側としては、民設民営は、うちのほうから、まだ……。どうやったかな。基本的には、中電側からのほうで、その話は、民設民営のほうの話はなくなったという理解をしております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） この議事録を読む限り、中電のほうから民設民営の話を引きしてきたというのは出てこないですね。

そして、平成29年の11月10日において、どっちが安いのか検討したら、検討する必要があって、再検討するのかと副市長が聞かれていて、その後、12月25日の検討会議、5市町で、全く民設民営の話を出さずに、ストックヤードについての造成費は5市町で負担してくれますかという埋立ての話ばかりが出てきていますよね。

そして、今言ったように、その後1年、ちょうど1年後に、ここで初めて建屋の利用という話、1年間は盛土ばかりですよ。

それで、盛土でするって決めて、協議書を申し入れて、それで、その後、協議書を出した後に、なぜか急に建屋の話が出てきて、5市町で民設民営の話が出てきて、1年後に12月議会へ報告しないってわざわざここに書いて決めているわけですよ。忘れてたんやないですよ。

そして、それをその前に市長はちゃんとそれについて精査するって御自分でおっしゃっていますよ。それを忘れた、知らんって。

忘れた、知らんじゃなくて、何回も聞きます。どうして企画が出てきた段階で、議会なりみんなに、そして、その話がオープンになっていて、そして、中電からもう無理です。この栈橋みたいに無理です。やっぱり、うち、やめますというのが出てきたんやったら、それで市民も納得できますけれども、言うな言うな、今の今まで全員知らなかった話が今出てきて、過去の話やから、違うでしょう。どうぞ。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 民設民営の話については、まず、中電側から確かにそういう話があって、そのときに、それ、1回目の話なんですけれども、民設民営で建てられるんですよという話の中で、補助金はどういうものを活用するんですかと聞いたら、今、我々が計画しておる5市町が使おうとしておる補助金やったんですね。多分、それ、補助金として民間が使うには多分出ないと思いますよという中で、出ないということが分かったので、民設民営の話はもうすぐに消えたと思っておるんですけれども。

事業スキームとしては、当然消える場合もありますから、民設民営、公設公営、公設民営とかというようなやり方が、当然事業の中でいろんな組み方があります

という説明の段階、それは、その当時はそういう段階だったと理解しています。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

8番（中村レイ議員） ちょっと待ってください。時間がないので副市長の答弁、要らないです。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それが1年もかかったということはどういうことですか、私はお尋ねしたんです。

（「1年も、全然かかってないです」と呼ぶ者あり）

8番（中村レイ議員） それなら、どうして平成30年の11月、平成29年に言われて、検討会は、1年後の平成30年11月7日に12月議会に報告しない、民設民営は報告しないというのが出ているんですよ。それを問題にしているんです。市長、お答えいただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何度も申し上げておりますように、29年の12月ぐらいに中電から、この場所、使いませんかといった中で、そこで、それじゃ、ここは浸水域だから、6メートルから7メートルぐらいの盛土を積んで、ここに広域ごみ処理施設を造りましょうかという案からスタートしたんですよ。

それで、1年後、平成30年の11月ぐらいに、あくまでも中電からこの建屋、3号棟、これをもう使っていくと、要するに、浸水域とか盛土とか、そんなのはしなくてもいいですから、ここを一応検討したらどうですかという打診があって、それを一生懸命我々は使えるように使えるように、5市町の首長も一緒にここだったらいいな、いいな、いいなと思いながらやろうとしたけれども、結果的にこれが駄目になったと。

駄目になったというのは、要するに、専門家という者が、結局ここでは無理です、いろんな問題があるからということでおっしゃったという話なんです。

だから、民設民営とか公設民営とか、冒頭に申し上げましたように手法であって、今後どうしていくかというのは、これははっきりとはまだ決まっていなわけなんです。打診があったけれども、さっき言いましたように、民設民営だったら、補助金、使えないじゃないですか。公設だったら補助金を使える。そういうことを全部組み立てて、きちんとした事業スキームを考えていく。これが普通じゃないですか。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8 番（中村レイ議員） 今おっしゃったことを、当時最初からおっしゃってくださいと、私はお願いしているんです。どうして、何年もたってから、こういうことを掘り返して議論せなあかんのか、それが不思議やと言っているんですよ。ただそれだけです。

そうやから、今から民設民営じゃないですよ。何回も言わせてください。1年間も民設民営について放ってあって、最後の最後に、それについて向こうから蹴ってきましたと言うんやったら、中電から蹴った理由を出してもらってください。それなら、議会としても納得します。

そうやけど、市長がおっしゃったみたいに、向こうから向こうから、言われて、私らはこの資料を読む限り、中電は非常に真摯に対応していただいていると思っていて、民設民営に関しても、すごく考えてやってくれてはるなというのがよく分かるので、中電が蹴ってきたんやったら、中電のほうから、こういう理由で補助金が一切出ないので、私たちは撤退しますという、きっと一文があったやろうなと思うので、それについても1分以内でお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、我々が、中電から、結果的にそういう場所がないから、要するに、広域ごみ処理施設にふさわしいような場所が、幾つも検討した結果、そういう場所がないということが判明したわけなんですよ。

だから、当然、中電の土地でどうの、中電が関与してやる分については、民設民営ということは考えられますけれども、退いた中で何で民設民営というのが考えられるんですか、逆に。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8 番（中村レイ議員） 退いた中って。だから、今私がお願いしているのは、退くに至った経過をなぜリアルタイムに出せなかったのかを聞いているんですよ。それが市の運営としておかしいでしょうって申し上げているんです。もう返事、要らないです。

今後、議会に対して、このような議会には報告しないというようなことが、後で出るようなことはやめていただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、どういう形で議会に報告しないという、そういう言葉が残っているのかということについては、さっき、以前の環境課長、今の総務課長が説明した内容だと私は思います。

その中で、まずやっぱり場所をきちんと、どこの場所でやるのかというのを決めないと、これが本当に公設でいいのか民設でいいのかというのは、いろいろ考えながら手法というのは出てくるわけなので。

だから、今、当時としては、平成29年以降については、まず場所をまず設定しなきゃならないということで、この3年なり4年なりというのを一応そこに精力を費やしたというような話でございますので、まず、そのところを御理解いただきたいと。

29年から今年の7月、一部事務組合が設立するまでの経緯というのは、本当に場所をどうするかということがもう必死になってやっている。これが決まらないと本当に全部何もできなくなるという話です。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員、質問の要旨がちょっと乖離しているので注意してください。

8番（中村レイ議員） 最後に、これについて継続とさせていただきますので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回のですね、通告書に従った内容についての質問がほとんどなかったんですね。それでもって、こういうことは、事前にお知らせいただければ、我々はきちんとした対応、資料をきちんと用意するなり何なりということができると思いますので、私どもとしては、ぜひそれをお願いしたいなと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 情報公開について、ちゃんと通告しておりますので、内容が違うということはないと思いますので……。

（「こんなのですよ」と呼ぶ者あり）

8番（中村レイ議員） もちろんそうです。

（「でか過ぎるわ」と呼ぶ者あり）

8番（中村レイ議員） いいえ。それについて答えていただくのが執行部であり市長の務めだと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） もう少し要旨をしっかりと通告していただきたいと思います。そういったやり取りについては、きちっと発言の場を提供しますが、少し若干要旨からそれたところもありますので、注意してください。

以上で本日の一般質問は打ち切り、明日8日水曜日、午前10時より続行する

ことにいたします。

本日はこれで散会いたします。

〔散会 午後 2時02分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 村 田 幸 隆